

令和 8 年 6 月 1 日

訪問看護医療情報連携加算に伴う掲示について

令和 8 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションは、他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下のとおりです。

- (1) 在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した常時確認できる体制を有し、関係機関との平時からの連携体制を構築していること。
- (2) 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) (1) に規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

なお、連携体制を構築している関係機関は次のとおりです。

(敬称略)

村尾在宅クリニック	中山内科・小児科医院
たちばなクリニック	林田クリニック
早川内科医院	坂本内科医院
永江医院	福岡県済生会ケアプランサービスなでしこ
介護サポートセンターさんぽ	たちばなクリニックデイケアさくら
小規模多機能型ホームよしの	天領病院ケアプランセンター
居宅介護支援センターよしの	市民薬局
天光園ケアプランセンター	障害者生活支援センターハーツ
きぼうヘルパーステーション	障がい者グループホームつくしんぼ
ヘルパーステーション「ハーツ」	

指定訪問看護事業所

社会福祉法人恩賜財団済生会支部

福岡県済生会訪問看護ステーションなでしこ